

高石市 子ども・子育て会議

第7回

平成31年1月31日



天女の住まう街  
TAKAISHI CITY



第7回 高石市子ども・子育て会議次第

日時 平成31年1月31日（木）

午前10時30分から

場所 高石市役所別館 113

1. 市長挨拶・諮問

2. 委員、事務局の紹介

3. 会長の挨拶

4. 案 件

- (1) 高石市子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
- (3) 次期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
ニーズ調査についてのご報告について
- (4) その他

【配布資料】

資料1	次第
資料2	高石市子ども・子育て会議条例
資料3	高石市子ども・子育て会議委員名簿
資料4	高石市子ども・子育て会議傍聴要綱
資料5	高石市子ども・子育て支援事業計画について
資料6	高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
資料7	施策報告について
資料8	次期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について
資料別紙	ニーズ調査票（未就学児童用・小学生用）
資料別紙	高石市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）冊子
資料別紙	平成29年度高石市子ども・子育て会議資料（中間見直し）

○高石市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日

条例第 20 号

改正 平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉又は学校教育の関係者
- (3) 公共的団体の関係者
- (4) 市民のうちから委員として市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(平27条28・一改)

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月16日条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 高石市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

所属・役職等	氏 名
学識経験者	畠 中 宗 一
学識経験者	中 西 利 恵
学識経験者	清 水 益 治
公立保育所所長	新 里 恵 子
私立認定こども園園長	土 師 一 仁
公立幼稚園園長	藤 原 淑 子
私立認定こども園園長	倉 本 富 美 子
公立小学校校長	末 本 裕 喜
民生委員・児童委員協議会	川 村 千 春
社会福祉協議会	山 崎 雅 雄
事業者	隈 元 英 輔
保護者	岡 本 佳 子
保護者	村 井 香
保護者	村 上 幸
保護者	吉 寛 子

## 高石市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号）第8条の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議の議長（以下「議長」という。）が会議に諮り、公開しないと決定したときは、この限りではない。

- (1) 高石市情報公開条例（平成12年高石市条例第19号）第7条及び第8条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、別に定める運用基準に基づく決定を受けた後、係員の指示によって傍聴席に着かなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は10名とする。

(傍聴の禁止)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者
- (2) 審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) その他議長が審議運営に支障をきたすおそれがあると判断した者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。
- (3) 傍聴席において録音、撮影等をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 委員の言論に対し批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴者がこの要綱に違反したと認めたときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

#### 高石市子ども・子育て会議における傍聴に関する運用基準

1. 会議の開催日程は、原則として開催日の1週間前までに高石市行政資料コーナーに掲示する。
2. 傍聴者の受付は、会議開催10分前から開催時間までとし、傍聴希望者は、受付簿(別紙様式)に氏名、住所を記載する。
3. 傍聴希望者が10名を超えたときは、抽選により傍聴者を決定する。





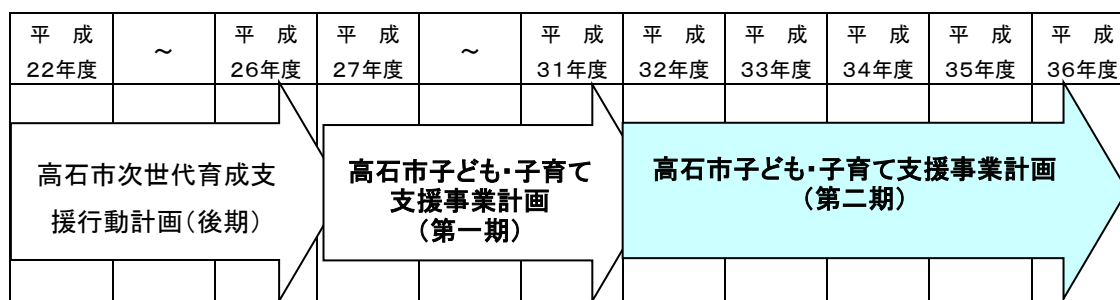
# 高石市子ども・子育て支援事業計画 について

TAKAISHI CITY

## 1 概要

### 【事業計画期間の終了】

本市の子ども・子育て支援の総合的な計画として策定した「高石市子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度で終了することから、2020年（平成32年度）から5ヵ年（2020年～2024年）を計画期間とする次期計画の策定に着手します。



### 【ニーズ調査と計画の策定】

今年度（平成30年度）は、市民へのニーズ調査を実施し、次年度（平成31年度）に計画の策定を行います。

## 2 高石市子ども・子育て支援事業計画について

### 【現計画の策定経緯】

第一期高石市子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という）は平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、高石市子ども・子育て会議における議論を経て、平成27年3月に策定されました。

### 【計画の性格と位置づけ】

本計画は、子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

### 3 高石市子ども・子育て支援事業計画における計画項目について

#### 高石市子ども・子育て支援事業計画

① 市町村子ども・子育て支援事業計画

② 次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援行動計画」を包含した一体的な計画として策定

#### ① 市町村子ども・子育て支援事業計画

[子ども・子育て支援法に基づく策定義務計画]

幼稚園・保育園等の提供体制および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」(需要)を設定し、利用定員の整備目標を「確保方策」(供給)として計画します。

#### ② 次世代育成支援行動計画

[次世代育成支援推進法に基づく策定任意計画]

次代の社会を担う子どものための各種施策の内容や目標量を設定します。

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画 事業内容について】

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育とともに、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされており、対象となる事業は、以下の事業となります。

#### ◆教育・保育の実施

---

- 教育の実施／幼稚園・認定こども園（幼稚園部）
- 保育の実施／保育所・認定こども園（保育所部）

## ◆地域子ども・子育て支援事業

### 11事業

#### 利用者支援事業

子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等

#### 時間外（延長）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施

#### 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

#### 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護

#### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等

#### 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等

#### 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等

#### 一時預かり事業

幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施

#### 病児・病後児保育事業

病児又は病後児について、保育所や病児保育室等で一時的に保育する又は児童の自宅に訪問し保育する事業

#### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等

#### 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成

## 4 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規程について

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）。

本計画では、「必須記載事項」及び「任意記載事項」をともに定めます。

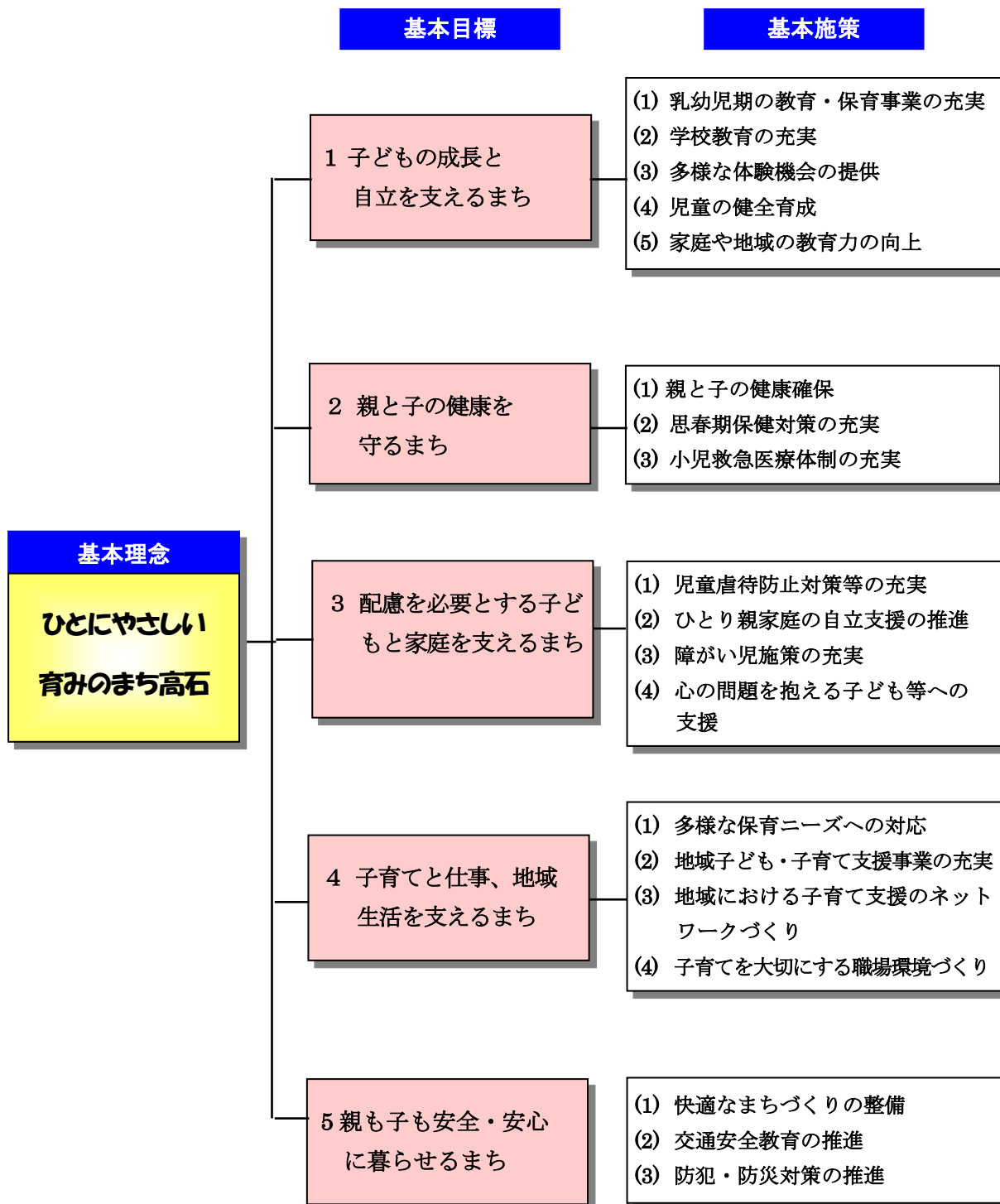
### ■必須記載事項

項目	内容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p><b>1 各年度における教育・保育の量の見込み</b> 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p><b>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</b> 認定区分ごと、及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p><b>1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み</b> 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p><b>2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</b> 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

■任意記載事項

項 目	内 容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

(参考) 次世代育成支援行動計画[次世代育成支援推進法に基づく策定任意計画]  
 次代の社会を担う子どものための施策の体系



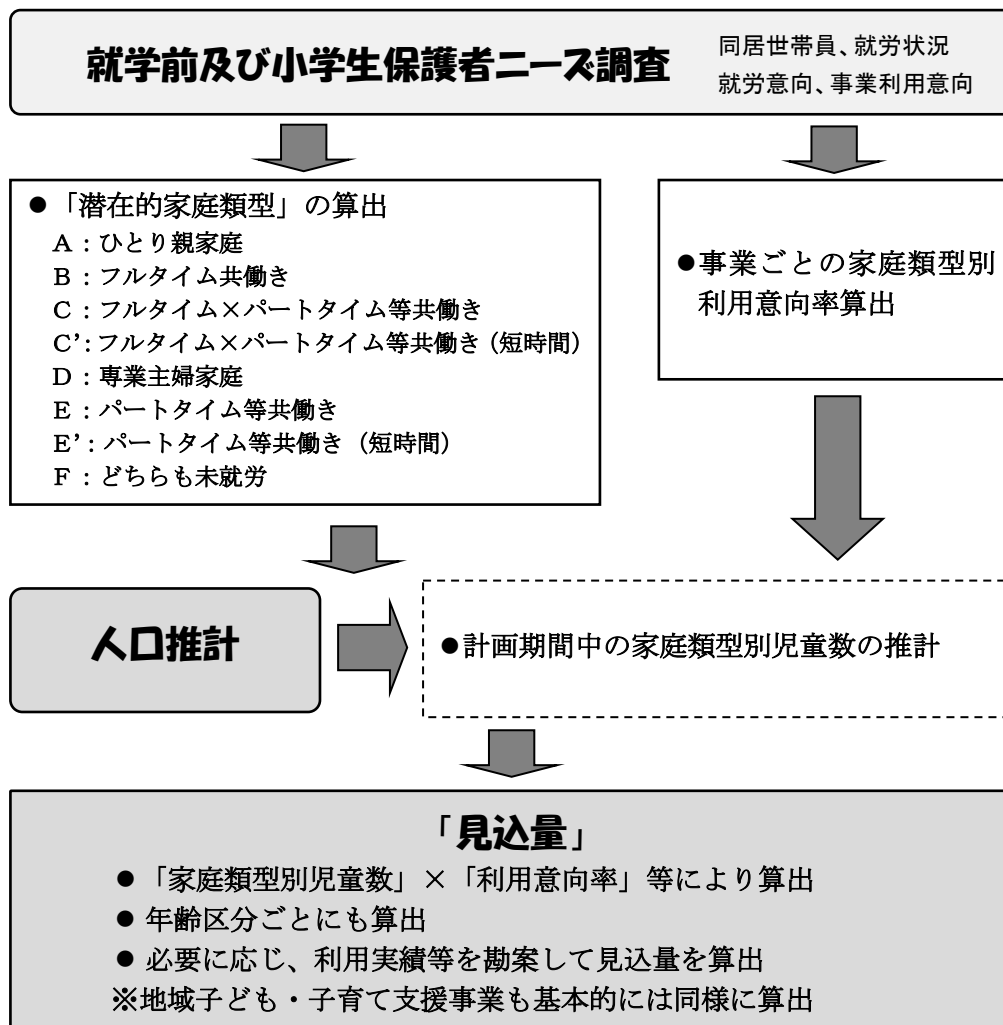


## 5 見込み量（ニーズ量）の算出方法について

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

### ■見込量設定のフロー



## 6 計画の中間年見直しの実施

平成30年1月26日に、平成29年度高石市子ども・子育て会議を開催し、当初の人口推計、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量等の検討と、実績を踏まえた修正を行った。また、主要な施策の実施状況について、報告を行いました。 ※平成29年度高石市子ども・子育て会議資料は別冊を参照。



# 子ども・子育て支援事業計画 の進捗状況について

TAKAISHI CITY

## ◆人口動態について

### 【POINT】

- 4年間にて、0歳～11歳児童人口は減少傾向である。
- 一方で、0～5歳児の小計は増加傾向にある。
- 2018年における児童合計（0歳～11歳）は、中間見直しにおいて修正した推計した値よりも、減少傾向を示さなかった。

年齢	実績値				中間見直し後推計値	
	2015年	2016年	2017年	2018年	2018年	2019年
0	429	481	467	456	455	445
1	466	446	500	489	471	457
2	494	465	455	505	492	464
3	439	497	466	456	443	478
4	482	444	507	476	456	436
5	499	489	453	510	501	449
<b>小計</b>	<b>2,809</b>	<b>2,822</b>	<b>2,848</b>	<b>2,892</b>	<b>2,818</b>	<b>2,729</b>
6	518	502	507	458	442	488
7	516	515	496	510	504	437
8	517	515	521	493	493	499
9	520	520	511	528	519	491
10	560	518	517	512	512	518
11	602	552	524	518	517	513
<b>小計</b>	<b>3,233</b>	<b>3,122</b>	<b>3,076</b>	<b>3,019</b>	<b>2,987</b>	<b>2,946</b>
<b>合計</b>	<b>6,042</b>	<b>5,944</b>	<b>5,924</b>	<b>5,911</b>	<b>5,805</b>	<b>5,675</b>

## ◆教育・保育施設及び地域型保育事業における実績について

園児童数 (人)	H29年度 見込	H29年度 実績	差引 (実績 値－量 の見込)	実績値 ÷量の 見込	備考
[教育] 1号認定 (3~5歳)	758	671	△87	89%	
[保育] 3号認定 (0歳)	113	126	13	112%	
[保育] 3号認定 (1・2歳)	355	442	87	125%	
[保育] 2号認定 (3~5歳)	478	673	195	141%	

※平成30年度、平成31年度見込みは中間見直しにて修正済み。

## ◆地域子ども・子育て支援事業における実績について

		H29 年度 見込	H29 年度 実績	差引 (実績 値－量 の見込)	実績値 ÷量の 見込	備考
利用者支 援事業	実施箇 所数	3(ヶ所)	3	0	100%	H31 年度基本型 増設予定。
時間外(延 長)保育 事業	利用児 童数	540 (人)	505	△35	94%	
放課後児 童健全育 成事業	利用児 童数	659 (人)	663	4	101%	
子育て 短期支援 事業	利用児 童数	45 (人日)	112	67	249%	
乳児家庭 全戸訪問 事業	件数	423 (件)	468	45	111%	
養育支援 訪問事業	見込 人数	18 (人)	45	27	250%	
地域子育 て支援拠 点事業	見込 人数	17,100 (人回)	27,804	10,704	163%	
幼稚園に おける一 時預かり 事業	利用 児童数	13,405 (人日)	5,377	△ 8,028	41%	自主事業で行って いる施設が多く把 握が困難。
上記以外 の一時預 かり事業	合計	1,608 (人日)	1,899	291	118%	
	一時 預かり	1,436 (人日)	1,768	332	123%	

	ファミ サポ (就学 前)	172 (人日)	134	△38	78%	
病児・病後 児保育 事業	合計	3,054 (人日)	3,139	85	103%	
	体調不 良型	—	2,991			
	病児対 応型	—	148			平成 28 年度より 施設型・訪問型開 始。
ファミリ ーサポー ト事業(就 学児)	利用児 童数	803 (人日)	313	△490	39%	
妊婦健康 診査	件数	5,130 (人日)	5,313	183	104%	

※平成30年度、平成31年度見込みは中間見直しにて修正済み。

# 高石市子ども・子育て支援事業計画平成27年～29年実績表

## 教育・保育施設及び地域型保育事業

年度	教育の実施／幼稚園・認定こども園		保育の実施／保育所・認定こども園		
	合計	2号認定(3～5歳)	3号認定(0歳)	3号認定(1・2歳)	合計
平成27年度	724人	598人	110人	385人	1093人
平成28年度	685人	639人	129人	397人	1165人
平成29年度	671人	673人	126人	442人	1241人

## 地域子ども・子育て支援事業

年度	①利用者支援事業		②時間外(延長保育)事業		③放課後児童健全育成事業	
	施設数	利用人数	施設数	利用人数	1～3年生	4～6年生
平成27年度	2ヶ所	697人	10ヵ所	575人	506人	69人
平成28年度	3ヶ所	569人	10ヵ所	619人	507人	112人
平成29年度	3ヶ所	505人	10ヵ所	663人	517人	146人

年度	④子育て短期支援事業		⑤乳児家庭全戸訪問事業		⑥養育支援訪問事業		⑦地域子育て支援拠点事業		⑧一時預かり事業(在園児対象)	
	利用人数	施設数	訪問件数	訪問人数	訪問件数	訪問人数	利用人数	施設数	利用人数	施設数
平成27年度	86人	6ヶ所	457件	32人	457件	32人	24445人	7ヶ所	1248人	7ヶ所
平成28年度	121人	6ヶ所	469件	45人	469件	45人	30583人	11ヶ所	6042人	11ヶ所
平成29年度	112人	5ヶ所	468件	45人	468件	45人	27804人	12ヶ所	5377人	12ヶ所

年度	⑧一時預かり事業(在園児対象以外)			⑨病児・病後児保育事業		⑩子育て援助活動支援事業	
	利用人数	施設数	一時預かり	利用人数	施設・事業者数	件数	件数
平成27年度	1412人	4ヶ所	1325人	2507人	10ヶ所	277人	6057人
平成28年度	1781人	5ヶ所	1675人	3092人	12ヶ所	158人	5816人
平成29年度	1899人	5ヶ所	1768人	2991人	11ヶ所	313人	5313人





## 施策報告について

TAKAISHI CITY

高石市子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価結果や、ニーズ調査、パブリックコメントなどの意見を生かしながら、様々な子育て支援施策を展開しております。なお、計画期間中には、必要に応じて新たな事業も実施し、当該計画を推進します。

本計画においては、基本理念を「ひとにやさしい育みのまち高石」としてまいります。基本理念の実現をめざし、5つの基本目標を設定し、基本目標のもとに子ども・子育て支援施策を推進します。

中間見直しにおける会議にて報告いたしました施策内容と重複する部分もございりますが、再度主要な施策の進捗状況に関し、報告いたします。

	施策名	施策内容	担当課
1	病児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より病児対応型（施設型・訪問型）を開始しております。</li> <li>・児童が病気の際に、就労等の都合により保護者の保育が困難な場合、病児保育室において児童を一時的に保育する又は児童の自宅に訪問し保育します。</li> <li>・施設型・訪問型ともに、制度の周知に努めてまいります。</li> </ul>	こども家庭課
2	こども医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども医療費助成制度とは、こどもが健康保険証を使って、病院などにかかったときの医療費の一部を公費で助成する制度です。</li> <li>・助成内容としては、1医療機関ごとに、月2日を限度に1日500円までの一部自己負担で利用して頂くことができます（調剤薬局での自己負担はなし）。ただし、保険適用の医療費に限ります。</li> <li>・平成30年6月1日より、助成対象範囲を拡充いたしました。これまでは、通院に対する助成は小学校卒業まで、入院に対する助成は中学校卒業まで適用しておりましたが、通院・入院ともに中学校卒業まで医療費助成制度を利用していただくことが可能になりました。</li> </ul>	こども家庭課

3	あおぞら 児童会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1年生から6年生までを対象に、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。</li> <li>・現状市内7小学校（14クラス）</li> </ul> <p>【事業の進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣あおぞら児童会増設（平成27年9月）、高石あおぞら児童会増設（平成28年9月）、清高あおぞら児童会増設（平成29年4月）</li> <li>・延長保育時間の実施 午後6時→午後7時（平成28年4月より）</li> <li>・夏休み等長期休業中の保育時間の延長 午前8時30分→午前8時（平成28年より）</li> <li>・保護者の多様な就労形態や子どもの教育・保育事業についての多様なニーズに対応するため、柔軟かつ総合的な保育事業を推進するとともに、地域こども・子育て支援事業の見込量の計画的な達成に向けての取組を進め、質の確保を図ります。</li> </ul>	こども家庭課
4	子育て世代包 括支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めます。</li> </ul>	地域包括ケア 推進課・子育て支援課
5	相談と情報提 供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所「赤ちゃん広場」、複合コミュニティセンター、綾園保育所子育て支援センターの市内3か所において乳幼児相談等を実施しています。</li> <li>・乳幼児の事故防止については、こんにちは赤ちゃん訪問時にパンフレットを用いて保健指導をしています。また4か月児健診でも事故防止の集団指導を実施しています。</li> <li>・乳幼児の日々の食事や病気などに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、乳幼児相談についての相談事業の充実を検討するとともに、子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園との連携を推進します。</li> <li>・病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する</li> </ul>	地域包括ケア 推進課

		情報提供の充実を図ります。	
6	教育・保育の 一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度現在、高石市の民間施設(9園)は、すべて認定こども園に移行が完了しています。</li> <li>幼稚園教諭と保育士の交流及び合同研修を実施し、相互の連携をはかっていくことで、保育所・認定こども園のそれぞれの特色をいかし、より質の高い教育と保育の提供を行っていきます。</li> </ul>	子育て支援課
7	HUGOOD (ハグッド) たかいし	<ul style="list-style-type: none"> <li>高石市内では、公立保育所1か所、私立認定こども園2か所で地域子育て支援センターを開設しています。子育て支援センターでは、育児の不安等の電話相談及び情報提供を行っております。</li> <li>また、アプラ高石内において、平成28年12月に子育て支援施設「HUGOOD」がオープンしました。ハグッドたかいしには、親子を育てるあそびや子育て情報がそろっています。子育てに関する多様な相談に適切に対応するため、今後も各関係機関と連携のうえ、相談体制のさらなる充実をはかっていきます。</li> </ul>	子育て支援 課・社会教育 課
8	放課後子ども 教室推進事業 (こども元気 広場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内7校の小学校において、こども元気広場を実施しています。活動内容としては教室等で、絵本の読み聞かせ、囲碁、工作などを行っています。</li> <li>運動場や体育館では、サッカー、バスケットボール、太極拳などが地域のボランティアのもと実施されております。</li> <li>大阪府教育コミュニティづくり推進事業の中で、学び舎事業単独の枠組みはなくなりましたが、学ぶ意欲のある児童に対して学習活動の支援をするため、学習アドバイザーによる宿題のアドバイス及び国語、算数の教科学習を引き続き行っています。</li> <li>放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、各校区内の各種団体などの参画、協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動など、地域住民との交流を図り、こども元気広場事業を推進してまいります。</li> </ul>	社会教育課

9	ALT (外国語教育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語教育については、小学校1年生より英語教育に取り組み、その中でALTとのコミュニケーションを通して国際理解にも努めています。小学校低学年からの外国語教育の接続から中学校3年生において、英検3級レベルの生徒の割合は3割を上回っています。</li> <li>・タブレットを効果的に活用した授業を年間500時間程度行い、児童生徒に分かりやすい授業を行っていきます</li> <li>・英検3級レベルの生徒の割合を、4割を上回ります。</li> </ul>	学校教育課
10	小中学校間の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連携推進支援事業（平成26～28年度）の成果を引き継ぎ、子どもたちの抱える諸課題へ対応するため、各中学校区は、それぞれの実情や課題に照らし合わせ、連携教育を推進する必要がある。したがって、今後も高石市小中連携推進支援事業を継続・発展させて、即効性を求めた短期的な計画と先を見越した中長期的な計画を併用し、より効果ある教育活動を立案し、実践に努めています。</li> <li>・小中連携推進支援事業をもとに、中学校区の連携を深めるとともに、児童生徒の力を継続して支えていくという観点から、施設分離型の小中連携教育を推進していきます。</li> </ul>	学校教育課
11	福祉バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年8月1日から福祉バスを全面リニューアルし、これまでの2台体制から3台体制となり、ルートを見直した上で、運行曜日や便数を増やし、停留所も追加しました。</li> <li>・また、平成30年4月より、ダイヤやルートの一部変更を行い、アプラ高石での停留時間を長くし、利便性の向上に努めております。</li> <li>・これまで以上に安心・安全に妊婦や乳幼児を連れた方などが市内を移動できるようになりました。</li> <li>・今後も継続的に市民の皆様のご意見を参考にしながら、さらに利便性の向上に努めます。</li> </ul>	高齢・障がい福祉課





# 次期高石市子ども・子育て支援事業計画の 策定について

TAKAISHI CITY

## 1 業務の目的

現在の高石市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」を包含し、平成27年3月に策定しました。

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としており、計画策定にかけける期間を考慮すると、平成32年度から平成36年度を対象とする第二期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定を進める必要があります。

第二期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国や府の動向を踏まえつつ、市民ニーズ調査を実施し、現行計画に掲げた事業量や施策・事業の取り組み状況等の検証を行い、幼児期の教育・保育及び地域における子育て施策の充実を目指します。

## 2 業務の主な内容

### (1) 国や府、他自治体の動向把握、既存情報の収集・分析

国や府の動向等を把握するとともに、市の既存資料（各種計画書等）を収集・分析し、計画策定の基礎とします。

### (2) 市民ニーズ調査の実施

「4」「5」にて詳細を記載。

### (3) 需要量・目標量の推計

需要量・目標量の推計に際しては、ニーズ調査結果について、家庭の類型化等の分析、市の資料等から把握するサービス提供状況や見込み、市の施策、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量の設定を行います。

### (4) 現行計画の進捗状況の確認、第二期計画の施策・事業調査を行います。

### (5) ニーズ量・事業量の算出ベースとなる将来人口推計を行います。

### (6) 計画の検討・作成

上記(1)～(5)の結果を反映し、計画素案を作成するとともに、計画案に対する子ども・子育て会議の審議・検討結果に基づき、計画案を補修正します。



(7) 子ども・子育て会議の予定

年度	回	会議内容
平成 30 年度	第 1 回	策定方針の説明、調査案のご報告
平成 31 年度	第 2 回	調査結果のご報告、ニーズ量・事業量の検討、計画素案の検討
	第 3 回	パブリックコメントの検討、計画の確定

(8) パブリックコメントの実施

市民参画の一環として、計画案が確定した段階で、パブリックコメントを実施します。

(9) 計画書の作成・印刷を行います。

### 3 主な業務のスケジュール

#### 【平成 30 年度スケジュール予定】

(月)	平成 30 年度		
	1	2	3
現行計画の進捗状況の確認			
調査票検討			
調査票配布・回収			
調査の集計・分析			
子ども・子育て会議	○		

#### 【平成 31 年度スケジュール予定】

(月)	平成 31 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現行計画の進捗状況の確認												
需要量・目標量の推計・設定												
計画素案の検討・作成												
パブリックコメント												
計画書の作成・印刷												
子ども・子育て会議					○					○		

※上記のスケジュールは、現時点での予定であり、今後の進捗により変更となる場合があります。

## 4 市民ニーズ調査の実施について

量の見込み等については国から提示される調査項目を用いて行う予定です。第一期計画策定時の調査項目も参考にしながら、独自項目を検討し、調査票の最終案を確定します。

調査については、就学前児童、就学後児童の保護者 4,100 人を対象として郵送配布・回収により実施します。

調査の種類	配布数予定	配布・回収方法	期間（予定）
就学前児童	2500 世帯（全世帯）	全世帯へ郵送、返信用封筒にて回収	平成 31 年 2 月 14 日～平成 31 年 2 月 28 日
小学生	1600 人（世帯）	学年ごとに 1 クラスを抽出し、学校経由で配布・回収	平成 31 年 2 月 18 日～平成 31 年 2 月 25 日

### 【調査に係る問い合わせについて】

フリーダイヤルの設置を行います。

## 5 ニーズ調査票案のご報告について

### 【ニーズ調査案について】

別添の冊子をご覧ください。

### 【調査票の構成について】

#### 就学前

- 家庭の基本情報について（家族構成や就労状況等）
- 幼稚園や保育所など定期的に利用したい施設やサービスについて
- 一時的な預かりや地域子育て支援拠点などの子育て支援サービスについて
- 子どもや子育て支援に関する意識などについて

#### 就学児

- 家庭の基本情報について（家族構成や就労状況等）
- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）などの子育て支援サービスについて
- 子どもや子育て支援に関する意識などについて



